### 前回資料で示した問題点

- ① 一括表示の様式を統一的に定める必要があるか。
- ② 表示項目を見直す必要があるか。
- ③ 表示方法について、商品特性に応じ、事業者が創意工夫を図ることができるようにすべきではないか。 (ITの活用の可能性なども含
- ④ 文字の大きさについて、食品 衛生法とJAS法の規定の整合 性を図るべきではないか。

む。)

#### 本日議論していただきたい事項

#### 1. 表示の様式

- (1)表示の様式を統一的に定める必要はないのではないか。
- (2)ただし、一括して表示するという考え方は維持すべきではないか。

#### 2. 文字の大きさ

(3)文字の大きさは、両法で統一すべきではないか。

### 他の法令等による表示方法の比較

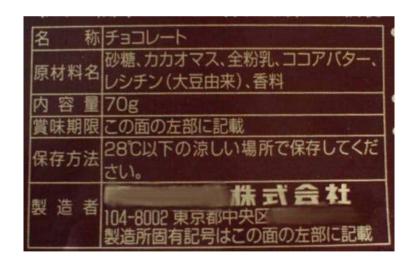
		表示位置	表示様式の有無	文字の大きさ
	食品衛生法	見やすい場所に表示	無し	6号以上
	JAS法	<u>一括して</u> 見やすい場 所に表示	有り	8ポイント以上
他の物品	西税の保全及び酒類業 組合等に関する法律	見やすい場所に表示	無し	8ポイント以上 (清酒)
	薬事法	直接の容器又は直接 の被包に表示	無し	規定なし
	家庭用品品質表示法	見やすい場所に表示	無し	規定なし
_ 国 際 規 格	Codex	明確で目立つように、消えないように表示	無し (但し、名称と正 味量は同じ面に 表示)	<b>規定なし</b>

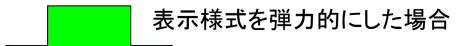
(注1)文字の大きさは、1ポイント=0.3514mm(JIS規格)

(注2)6号は、約7.5ポイント

#### 1. 表示の様式

- 〇 国内の他の物品の表示、国際的な食品規格において、表示様式を統一的に 規定しているのは、JAS法だけ。
- このため、統一的な表示様式の義務づけは見直すべきではないか
- 〇ただし、「一括表示」の考え方は重要であり、今後とも維持すべきではないか。
- ○現行の表示様式に従った表示例



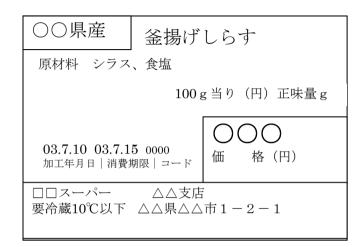


### ○想定される表示例

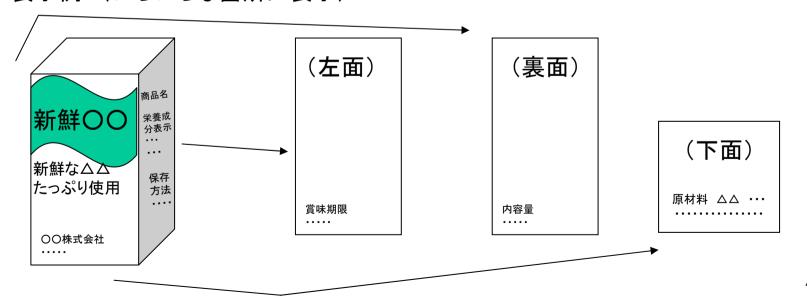
#### 表示例1(順番の入れ替え)

名 称	ゆで細うどん	
内容量	220g	
原材料	小麦粉、食塩、酸味料	
消費期限	枠外表面に表示	
保存方法	要冷蔵(10℃以下)	
使用上の 注 意	消費期限内にお召しあがりください。	
製造者	株式会社	
ナンアナナナノア		

#### 表示例2(プライスラベルによる表示)



#### 表示例3(いろいろな箇所に表示)



#### 2. 文字の大きさ

JAS法······8ポイント(2.8112mm)以上

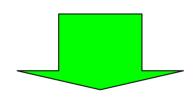
食品衛生法・・・・6号(約7.5ポイント(2.6355mm))以上

#### 8ポイント

- 1. 名称
- 2. 原材料名
- 3. 内容量
- 4. 賞味期限
- 5. 保存方法
- 6. 製造者

#### 6号(約7.5ポイント)

- 1. 名称
- 2. 原材料名
- 3. 内容量
- 4. 賞味期限
- 5. 保存方法
- 6. 製造者



○ JAS法に規定された文字の大きさの方が食品衛生法の規定よりやや大きく、 実質上、事業者は、JAS法に合わせざるを得ないこと、「号」という表現は、現 在ではあまり使われないことから、JAS法に合わせ「8ポイント」以上に統一す ることとしてはどうか。

### (参考資料)

- 1. 加工食品品質表示基準の表示方法
- (1)一括表示事項

#### 〇加工食品品質表示基準(第3条)

加工食品の品質に関し、製造業者、加工包装業者又は輸入業者が加工食品の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。

- 1. 名称
- 2. 原材料名
- 3. 内容量
- 4. 賞味期限
- 5. 保存方法
- 6. 製造者

\*輸入品にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。

#### (2)一括表示の表示方法

〇加工食品品質表示基準(第4条第2項) 表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。

### 別記様式

名称

原材料名

内容量

固形量

内容総量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

#### 備考

- 1表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150以下のものにあっては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。
- 3表示しない項目にあっては、この様式中その項目を省略すること。
- 4 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」、「種類別」又は「種類別名称」と記載することができる。
- 5 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- 6 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあっては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること。
- 7表示を行う者が加工包装業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「加工者」とすること。
- 8表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。 9輸入品にあっては、8にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 10 この様式は、縦書とすることができる。
- 11この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 12 法第19条の8第2項の規定に基づき制定された品質に関する表示の基準に定められた一括表示事項、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項は、枠内に記載することができる。

#### 2. 国内の他の物品の表示方法に関する規定

#### (1)酒の表示例

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(第86条の5)(抄)

#### (酒類の種類等の表示義務)

酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、<u>酒類の種類その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で</u>、その製造場から移出し、若しくは保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。)から引き取る酒類(酒税法第二十八条第一項、第二十八条の三第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令(第8条の3第1項)(抄)

(前略)<u>容器の見やすい箇所に</u>、(中略)その氏名又は名称、その製造場(中略)の所在地、容器の容量(中略)及び当該酒類の種類(中略)並びに当該酒類の種類に応じ次に掲げる事項を、<u>容易に識別することができる方法(中略)で表示しなければならない。</u>

- 1 清酒、合成清酒、しようちゆう、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類については、アルコール分
- 2 発泡酒については、税率の適用区分を表す事項 (以下省略)

#### 〇清酒の製法品質表示基準(国税庁告示)(抄)

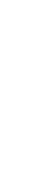
#### (記載事項の表示)

- 3 次の各号に掲げる事項は、それぞれの当該各号に掲げるところにより、清酒の容器 又は包装に表示するものとする。
  - (1)原材料名 (以下省略)
  - (2)製造時期(以下省略)
  - (3)保存又は飲用上の注意事項 (以下省略)
  - (4)原産国名 (以下省略)
  - (5)外国産清酒を使用したものの表示 (以下省略)
- 4 前項の規定により表示すべき事項は、<u>当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明りょうに表示するものとし</u>、表示に使用する活字は、8ポイント活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ml以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

- 〇未成年者の飲酒防止に関する表示基準(国税庁告示)(抄)
- (酒類の容器又は包装に対する表示)
- 1 酒類の容器又は包装(以下「容器等」という。)には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示するものとする。
- 2 前項に規定する表示は、容器等の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、6ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360ml以下の容器にあっては5.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

表裏に表示

①清酒(a)の表示例



②清酒(b)の表示例(2)



上下に表示

# ③清酒(a)の表示の拡大







# ④清酒(b)の表示の拡大

後)

#### (2)歯磨き粉の表示例(医薬部外品)

#### 〇薬事法(59条)(抄)

<u>医薬部外品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が</u> 記載されていなければならない。

- 1 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- 2 「医薬部外品」の文字
- 3 名称(一般的名称があるものにあっては、その一般名称)
- 4 製造番号又は製造記号
- 5 重量、容量又は個数等の内容量
- 6 厚生労働大臣の指定する成分を含有する医薬部外品にあっては、その成分の名称
- 7 厚生労働大臣の指定する医薬部外品にあっては、その使用の期限
- 8 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

### ①歯磨き粉(a)の表示



# ②歯磨き粉(b)の表示



#### (3)歯ブラシの表示例

#### 〇家庭用品品質表示法(第3条)(抄)

経済産業大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

- 1 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項
- 2 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者 又は表示業者が遵守すべき事項

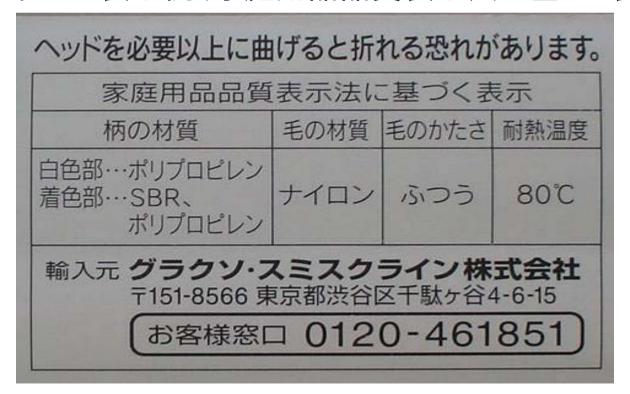
#### 〇雑貨工業品品質表示規定(別表第2の22)(抄)

- (1)柄の材質の表示に際しては、・・・(以下省略)
- (2)毛の材質の表示に際しては、・・・(以下省略)
- (3) 毛の硬さの表示に際しては、・・・(以下省略)
- (4)耐熱温度の表示に際しては、・・・(以下省略)
- (5)表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- (6)<u>表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載してする</u> こと。

### ①歯ブラシの表示例(全体)



### ②歯ブラシの表示例(家庭用品品質表示法に基づく表示)



### 3. 各国の食品表示制度の概要(その1)

対象	Codex	オーストラリア・ニュージーランド
一般表示事項	包装食品	包装食品
表示方法	①食品の名称 ②原材料のリスト(加工食品の場合) ③正味量及び固形量 ④事業者の名前及び住所 ⑤原産国(必要であれば) ⑥ロット番号 ⑦製造日及び保存方法 ⑧使用方法	①食品の名称 ②ロット番号 ③事業者の名前及び住所 ④義務的な注意事項 ⑤特定の原材料 ⑥原材料のリスト ⑦食品添加物 ⑧賞味期限または消費期限 ⑨使用方法及び保存方法 ⑪栄養表示 ①正味量
備考	・明確で目立つように、また容易に消えないように表示 ・名称と正味量は、同じ領域に表示	・明確で目に付きやすいように表示 ・文字の大きさは3mm以上、包装が 小さい場合には1.5mm以上

### 各国の食品表示制度の概要(その2)

米 国		
包装食品	食肉・鶏卵・卵及びそれらの加工食品	包装された輸入食品
A. 主要表示面(PDP*1) ①食品の名称 ②正味量 B. 情報面(IP*2) ①原材料のリスト ②事業者の名称及び住所 ③栄養表示	A. 主要表示面(PDP)	原産国
食品の名称は太字で、PDPの中で最も目立つ大きさその他の文字の大きさは高さ1/16インチ以上	正味量は太字 その他の文字の大きさは高さ1/16インチ以 上	わかりやすい場所に消えないように表示

\*1:PDP・・直方体で最も大きい面。円筒形・その他では表面積の40%以上

\*2:IPは・・PDPの右面

## 各国の食品表示制度の概要(その3)

EU指令	英国	フランス
包装食品	包装食品	包装食品
①食品の名称 ②原材料リスト ③指定された原材料の量 ④正味量 ⑤賞味期限または消費期限 ⑥特別な保存状態または使用状態 ⑦事業者の名前及び住所 ⑧原産国(必要があれば) ⑨使用方法(必要があれば) ⑩アルコール度数(1.2%以上のもの)	①食品の名称 ②原材料リスト ③賞味期限または消費期限 ④特別な保存状態または使用状態 ⑤事業者の名前及び住所 ⑥原産国(必要があれば) ⑦使用方法(必要があれば)	①食品の名称 ②原材料リスト ③特定の原材料の量 ④正味量 ⑤賞味期限及び保存方法 ⑥事業者の名前及び住所 ⑦ロット番号 ⑧原産国(必要があれば) ⑦使用方法(必要があれば)
<ul><li>・理解しやすく、目に付きやすい場所に明確に消えないように表示</li><li>・①、④、⑤及び⑩は、同じ面に表示</li></ul>	・①、③及び⑥は同じ面に表示 ・文字の大きさは10ポイントが理想 だが、不可能なら最低8ポイント	・理解しやすく、目に付きやすい場所に明確に消えないように表示

# 4. 各国の表示例 (1)クッキー(伊産)





طحين القمح، سكر، زيوت ودهون نباتية، زيدة، زيدة نباتية، حليب بودرة كامل الدسم، بيض، نشا الذرة، ٢٠٥٪ مسحوق صفار البيض، شراب الجلوكوز، معجون البندق، ٤٠٠٪ عصير الليمون، ملح ، مُستحلب؛ ليستين-

عناصر مضافة:

كريونات الصوديوم والأمونيوم، نكهات.

تاريخ الإنتاج: (أنظر إلى العلية) تاريخ الإنتهاء: (أنظر إلى العلية)

مستورد في الجزائر من طرف: جي ب 03 شارع القادوس بقر خادم 52 04 55 Tél.: 021 55 04 52

CLASSIC LEMON 150g: αλεύρι σίτου, ζάγαρη, φυτικά έλαια και λίπη, βούτυρο, φυτική μαργαρίνη, πλήρες γάλα σε σκόνη, αυγά, άμυλο καλαμποκιού, 2,5% κρόκος αυγού σε σκόνη, σιρόπι γλυκόζης, πάστα φουντουκιού, 0.4% γυμός λεμόνι, αλάτι, γαλακτοποιητής: λεκιθίνη, διογκωτικές ύλες: διανθρακικό νάτριο και αμμώνιο, αρώματα. Αντιπρόσωπος: ΑΜΑΛΘΕΙΑ ΑΕΒΕΕ, Τραπεζούντος 30, Αγ. Στέφανος Αττικής.

#### (AUS)

**GRISBI** Classic Lemon Pastry

Ingredients: Wheat flour, sugar, vegetable oils and fats, vegetable margarine, butter, full cream powdered milk. eggs, com starch, powdered egg yolks, glucose syrup, water, hazelnut paste. lemon juice (0.4%), salt, raising agents: (500,503), emulsifier: (Soy Lecithin) (322), flavour. Imported by: Parmalar Australia World Products. Montague Rd & Hope St. Sth Brisbane. QLD 4101 (ABN 23 009 698 015) Consumer Information: 1800 676 961 Product of Italy Produced by: Parmalat SpA. Net weight: 150 g net Best Before: see date on pack. THIS PRODUCT CONTAINS GLUTEN, SOY, EGG. NUTS, DAIRY PRODUCT.

Nutrional values: GRISBI Classic I Servings per package – 9 Serving Size – 16.7 (One Bis	emon Fastry cult)	per 100g	one biscult
Energy	kcal	537	90
	kj	2244	374
Protein	9999	6.0	1.0
Total Fat		31.0	5.2
Saturated fat		13.0	2.2
Total Carbohydrate	g	58.5	9.7
Sugars		26.0	4.3
Sodium Dietary fibre	mg g	1.0	0.17

#### คุกกี้สุดดไล้ครีมรสเลมอน (parmalat) Cookles with Pastry Cream Flavour ตราปาร์มาลัต

ควราสิโภคก่อน : ดูช้างกล่อง